

【国外転出】電子証明書失効・発行申請 委任状

(法定代理人又は同一世帯員の代理人手続き用)

(宛 先) 伊那市長

令和 年 月 日

(申請者)

本人の住所 長野県伊那市

本人の氏名

⑨

電話番号

メールアドレス

私は下記のことを代理人として、国外転出に伴う電子証明書の失効・発行に関する必要な手続き(代替文字の選択を含む)を委任します。

※代替文字の選択とは、申請される方の住所、氏名のコンピューター入力に際して、画面上に正確に表示されない文字の代わりに置き換える文字を選ぶ手続きのこと。

(法定代理人又は同一世帯員の代理人)

代理人の住所

代理人の氏名

裏面へ続く

フリガナ																	
①署名用電子証明書 暗証番号（※１） （６～１６桁大文字英数字）																	
②利用者証明用電子証明書 暗証番号（※２） （４桁数字）																	
③住民基本台帳用 暗証番号 （４桁数字）																	

- ※１ 署名用電子証明書の暗証番号については、数字の「０（ゼロ）」と英字の「O（オー）」、数字の「1（イチ）」と英字の「I（アイ）」などの混同を避けるため、上段にフリガナもご記入ください。
- ※２ 利用者証明用電子証明書については、国外転出の手続きに伴って自動的に失効するものではありませんが、失効・発行手続きを行うことで、有効期限を延長することが可能です。（電子証明書発行日から申請者の５回目の誕生日、またはマイナンバーカードの有効期限満了日のいずれか早い日が期限になります）

※委任状作成における注意事項

- 本委任状はすべて本人がご記入ください。
 - 国外転出に伴い、電子証明書の失効・発行を行う場合は、本人の暗証番号を代理人に知られないよう、本用紙に暗証番号を記載し、封筒に封入・封緘の上ご持参ください。
 - 本委任状により手続きを行うことができるのは、法定代理人又は同一世帯員に限ります。手続きの際は本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカードや免許証等の顔写真入り本人確認書類を窓口にお持ちください。
 - 記載された暗証番号が誤っている場合は、電子証明書の発行はできません。国外転出予定日の前日まで、本人が必要書類を持参し窓口にて再度来庁してください。本人の来庁が難しい場合は、代理人が来庁の上、本人あてに文書照会を行います。
- ※国外転出後の代理人による電子証明書の発行申請は認められません。
- マイナンバーカードの国外継続利用には、国外連絡先として本人の電話番号とメールアドレスの登録が必要になりますので、どちらも必ずご記入ください。